

答申第 37 号
令和元年 11 月 26 日

高崎市監査委員 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市個人情報保護条例第 30 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 30 年 3 月 7 日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第 43 号

平成 29 年 9 月 19 日付け「個人情報不開示決定」に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第43号

答申番号：答申第37号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市監査委員は、審査請求の対象となった不開示決定を取り消し、改めて開示の決定を行うべきである。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市個人情報保護条例（平成3年高崎市条例第6号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、高崎監査委員（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年9月4日付けで「第70-1号 ①監査委員に提出した筆跡鑑定書が、偽造を判断する上で役に立ったのか、あるいは役に立っていないのか分かる情報」という内容の個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月19日に、本件請求に係る個人情報（以下「本件情報」という。）について、個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、不開示の理由を次のとおり付して請求人に通知した。

（不開示の理由）

条例第14条第4号に該当

請求内容は監査の執行過程における協議等に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し、平成29年12月18日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成30年2月2日付けで弁明書を請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、平成30年2月13日付けで反論書を提出した。

6 諮問

実施機関は、条例第30条第1項の規定に基づき、高崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、平成30年3月7日付けで本件審査請求事案の諮問を行った。

7 意見書の提出

請求人は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「情報公開条例」という。）第24条第1項の規定に基づき、審査会に対し、平成30年3月26日付けで意見書を提出した。

8 口頭意見陳述の実施

審査会は、情報公開条例第23条に基づき、本件審査請求について、令和元年6月20日に請求人に口頭による意見陳述を行わせた。同日、請求人から口頭意見陳述書が提出された。

第3 争点

本件情報を不開示とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書、反論書、意見書及び口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

(1) 求めている情報は、請求人が平成28年4月11日付けで提起した住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）において、監査委員に資料として提出した筆跡鑑定書が、偽造を判断する上で役に立ったかどうかであり、監査の執行過程における協議等に関する情報であるとしても、筆跡鑑定書を提出した請求人には、本件情報を知る権利がある。

(2) 条例第14条第4号を不開示理由としているが、「第70-1号 高崎市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）」（以下「監査結果通知」という。）は既に公表されており、本件情報は、開示義務の除外要件となる、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもののいずれにも該当しない。

- (3) 条例第14条第4号の「おそれ」については、単なる抽象的なおそれではなく、具体的状況において立証されなければならないはずであるが、そのような立証はなされていない。また、同号の「不当に」との要件は、情報の性質に照らし、公にすることの利益と不開示にすることによる利益を比較検討した上で判断されるべきところ、監査委員は、利益の比較検討をまったく行っていない。
- (4) よって、本件処分は、条例第14条第4号の要件を満たさないため、処分を取り消し、本件情報を開示すべきである。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに平成31年2月21日及び令和元年8月8日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

- (1) 請求人の求める情報が記録されている文書（以下「本件対象文書」という。）は、請求人が提起した住民監査請求に対する監査の結果通知の「素案」である。当該素案には、請求人個人の主張内容などの個人情報に関する記載が含まれている。
- (2) 監査の中途における素案には、監査委員の不確定的、個人的な見解が含まれているとともに、今後調査を行い確認しなければならない事実及び法律に関する事項も含まれている。このような調査及び議論中の素案が公表されると、将来の同種の住民監査請求に係る監査において、監査委員の発言の萎縮や、自由かつ率直な意見の抑制につながるなど、率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれがある。その結果、監査の適正な執行、特に適正な監査の結果を導き出すための意思形成の手続きである合議の機能が損なわれるおそれがある。
- また、素案の表現などを捉え、監査委員及び監査の結果への信頼性が不当に損なわれることなど、監査に与える影響は大きい。
- (3) 以上により、本件請求の対象となる本件情報は、監査の執行過程における協議等に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第14条第4号に該当するものとして、不開示としたものである。

第5 審査会の判断

1 争点

本件情報について、条例第14条第4号を理由に不開示とした実施機関の決定は妥当であるか。

(1) 本件対象文書について

実施機関が、特定した本件対象文書は、本件住民監査請求に関し、実施機関が作成し請求人にあて送付した監査結果通知の素案である。

本件住民監査請求は、請求人の母の介護老人保健施設等への入所に関し、当該入所施設が高崎市から受領した施設介護サービス費等は、介護保険法が定める「偽りその他不正の行為」により支払いを受けたものであるとして、高崎市に対して当該入所施設からの介護報酬の返還と加算金の徴収を求めたものである。請求人は、本件住民監査請求において、栄養マネジメント加算に係る栄養ケア計画書の利用者家族同意署名欄に記載された請求人の署名について、請求人本人が署名したのではなく偽造されたものだと主張し、当該署名に関する筆跡鑑定書を資料として提出している。

審査会が確認したところ監査結果通知の素案は、監査結果通知を作成するための検討案として、請求人の母の介護老人保健施設等への入所ごとに作成され、監査結果通知と同様に事実関係と監査委員の判断を記述したものである。当該素案には、監査結果通知では省かれた筆跡鑑定書に関して検討した内容が記載されている。

(2) 実施機関は、弁明書において本件情報を開示しない理由を、請求内容は監査の執行過程における協議等に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、監査の適正な執行、特に監査の適正な結果を導き出すための合議の機能が損なわれるおそれが考えられ、監査に与える影響は大きなものがあるため、条例第14条第4号の不開示情報に該当すると主張している。

(3) 条例第14条第4号の該当性について

ア 条例第14条第4号では、「市の機関並びに国、他の地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討、協議等に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」については、不開示情報と規定している。この規定は、市の機関並びに国及び他の地方公共団体の機関の内部又は相互間における審議、検討、協議に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものであり、行政における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損なわれないようにするものである。

イ 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることで、外部からの圧力や干渉等により行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいう。また、審議、検討等に関する情報については、意思決定が行われた後、一般的には当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われるなど、審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は他の意

思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合には、本号に該当するものである。

ウ 本件については、すでに監査結果通知が公表されており、意思決定が行われた後であるため、監査結果通知の素案が、監査結果に影響を及ぼすことはない。

実施機関は、本件対象文書が公になると、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあると主張しているが、監査結果通知と非公開とした本件対象文書の内容を比較したところ、大きな相違は、筆跡鑑定に係る検討内容の記載の有無であり、その他の内容はすでに公表されているところから、筆跡鑑定書を証拠として署名の偽造を主張するという特殊な事案についての検討内容が、審議、検討等の過程が重層的・連続的であるとも、今後の監査の審議、検討等の意思決定に影響を与えるおそれがある情報に該当するとも考えられない。

エ よって、本件対象文書は、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある情報であるとは言えず、条例第14条第4号の不開示情報には該当しない。

オ なお、素案中に記載のある法人名等は、本件住民監査請求を提起した本人として請求人が知り得ている情報であり、不開示情報には当たらないため、法人名等も含め該当する素案は全て開示することができるものと考えられる。

2 結論

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の経緯（個人情報開示請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年3月7日	諮問
平成30年3月26日	請求人からの意見書を受領
平成30年8月8日	調査、審議
平成31年2月21日	実施機関説明 調査、審議
令和元年6月20日	請求人による口頭意見陳述 調査、審議
令和元年8月8日	実施機関説明 調査、審議
令和元年9月26日	答申調整
令和元年11月26日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	竹内 健
委 員	越澤 恭行